

会 議 録

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和3年1月28日 午後3時から午後4時10分まで
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール
出席委員	窪田委員、熊井委員、許斐委員、高橋委員、田才委員、中嶋委員、八田委員、湊上委員、丸野委員、森嶋委員、諸岡委員、安永委員、渡邊暁委員、渡邊倭子委員
欠席委員	石井委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（古野）、同・課長補佐（松本） 同障がい者自立支援係長（向井）、同・係員（伊佐）
会議内容	<p>1. 第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画の答申について</p> <p>（1）計画原案に関する市民意見募集結果の報告</p> <p>（2）計画原案における修正箇所について</p> <p>[事務局説明]</p> <p>○資料1、資料2、資料3に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答]</p> <p>○原案修正箇所と元々の飯塚市障がい福祉計画（資料1）のほうからお話をさせていただきます。まず、飯塚市障がい福祉計画の原案に関する市民意見募集の結果について、事前に配られて読ませていただきました。その中でたくさんご意見があって、市民意見がすべて計画の修正に当てはまるかというところは、難しいところもあると思うのですが。新しい新規の事業所の意見書について、この市民意見の中では質の高い事業所が望まれるようなことがたくさん書かれていて、細かな制度のことなども書かれていたのですが、これによって飯塚市として意見書の交付というのは最終的にどのような運びでどう考えておられるのかを聞かせていただきたい。</p> <p>⇒（事務局）</p> <p>前回もお話させていただいたかもしれませんが、昨年度の11月から飯塚市としては事業所数は充足しているということから、意見書の交付は行っておりません。しかし、今回、市民意見の中や今回の計画の見込量を見て意見書の交付については再開を検討している状況になります。</p> <p>○前回も発言させていただいた部分に触れてきますが、児童の事業所関係を新規に許可するということにもうなっていないかなくてはならないと意見が出ているみたいですが。新設するにあたって、事業所の療育環境とい</p>

うか、環境がどのように整っているか、内容がどうプログラミングされているかが大事だと思います。ただ事業所から提出される書類が規定どおり揃っているから、意見書を書くというのはどうかと思います。国が決められている基準はアバウトですごく大まかな内容です。それなりの広い部屋とトイレがあればオッケーですよとか、本当に単純なものでしかない。じゃあそれでいいのかどうか。児童の療育に合った環境が整えられるのかどうか、ということまで見極めていかないといけないのではないかと思います。ただ計画書が出たから、申請書が出たから、書類は全部ありますね、オッケーですね、ではなくて、周りの環境も含めて、そういったものやっつけていかななくてはいけないのではないのでしょうか。事業所の質や療育の内容が重要です。市民の方々の意見の中には、専門職、例えば言語聴覚士などが書いてあるけれども、実際に行ってみるといなかったということがあるとも聞きます。ホームページには言語聴覚士がいますと掲載されていて、うちの子も言語が不安だと思ってまずここに行ってみると、今はいないと言われた、との話も聞いたりします。それもちょっとおかしいですよ。ではホームページを書き直さなくてはいけない。現在、職員がいません、探しているところだと、本来ならホームページをきちんと書き換えていかななくてはいけないのができていなかったりする。また障がい児療育の基本がわかっている経験者の方がいるかいないかというような確認が必要ではないのでしょうか。ただ保育士だからいいではない。事業所は、ただ来てくれたから採用するではだめだと思うのです。児童の場合、専門的なものが必要ではないのでしょうか。経験を持っていないとはいけない。ただ、資格を持っているだけで、子どもの療育ができるのでしょうか。以上のようなことを疑問に思っています。概して大人の流れしか知らない。子どもには接したことがない。保育とか5領域も全然知らない、そのような方が現場に入ってどこまでの療育ができるのか。そのようなところも以前から懸念しているところです。これを機にきちんとしてもらう。やはり専門職員の配置状況、そのような点も指定を受けるときにきちんと確認をしてもらう。指定を受けた後もきちんとされているのかどうか、療育内容もきちんとできているのかどうかを、できれば市が現場に行ってチェックをする。県は実地指導があるが、市も実地指導に行つてこのようなことがきちんとできているのかどうか、できていなければしてくださいと指導する。専門職員がいないのならばホームページを書き直してくださいと、そのような指導をしていける体制を作っていただきたい。児童関係を新しく設置するにあたって、要望書が出ても、きちんとチェックできる組織ができるのならば、第三者の方に集まってもらってチェックするといった仕組みができていけば、なお良いのではないかと。やはり行政は書類が整っていればだめと言えないところがあると思うので、きちんとできているのか、専門職員はいるのか、療育のプログラムがオールラウンドに、多面にわたって児童関係の療育ができる環境が整っているかというところをチェックし

ていく機関ができればと感じています。

⇒ (会長)

障がい児の療育という点で、前回、委員からも事業所の質の問題をどうするかという話も出ていました。資料3からも、障がい児の事業所に関してのいろいろな意見や質問が多く出されています。

○今回の意見募集では児童に関する意見が非常に多く、具体的なサービス名や職員配置の状況など、様々な点について述べられています。その中でも保育所等訪問支援のことに多く触れられています。保育所等訪問支援事業については、厚生労働省からの指針が5、6年前くらいに出て、私の事業所でもセンターを開設する際に基幹的にやってくださいと県から指導を受けました。私の事業所では保育所等訪問支援の指定は受けずに、計画相談の指定を取ることで指定を受けました。保育所等訪問支援は良い制度なのですが、地域的なものや制度設計の運び方、様々なことを考慮して、使い方や必要性をきちんと見極めておかないといけません。放課後等デイサービスも最初はレスパイト的な要素を主として始まりましたが、サービスが定着していくにつれ、療育という分野に入っていきました。意見や要望が出て、サービスがどんどん推進されていくと、放課後等デイサービスでの療育であるとかサービスの質とかが求められました。それに合わせて保育所等訪問支援をやっていかななくてはならない状況になってきました。結局は、必要な時にどのようにポイントとして使っていくかが大事なのではないのでしょうか。あまりにもサービスが充足しすぎていることから生じる問題もあります。例えば、放課後等デイサービスの在り方についてですとか、子どものことについてといったことが、会議などで問題にされています。頻繁に聞くのは、月曜日から金曜日まで子どもたちは放課後等デイサービスに預けられていて、土曜日と日曜日はショートステイに行くといった状況があります。これは偏った意見かもしれないけれど、確かにそういう環境にあって、それを使わざるを得ない家庭や事情がある一方で、その使い方が正しいのか、使い方や制度をきちんと見極めていかないといけません。保育所等訪問支援もどのようなやり方でやっていくかというしつかりとしたものがないとなかなか難しいと思う。今回の市民意見でも、保育所等訪問支援とか放課後等デイサービスとか、言葉だけがピックアップされているが、市としてもう一度、保護者や利用者の細かなニーズや必要性を調べて進めた方がいいのかと思います。また、私たちサービスを提供する事業所も制度を理解した上でやっていくのですが、どうしてもサービス過多になりすぎる場合があります。やっていけばやっていくほどバランスをとりながらやっていかなければならない。その部分を市のチェック機能とか、もちろん勉強も必要にはなると思うが、そういうものをしっかりと、制度設計であるとかを共有する場面を設けていただいたほうがやりやすいのかなと個人的には思います。実際の話として、障がい者計画とか飯塚市障がい福祉計画の中で一つ一つを載せていくのは難しいと思っ

ているのですが、福祉計画にこういうご意見があるということは、これでは足りていないということかと思うのです。私は今、意見を述べる場所があるので良いのですが。例えば数多くの市民からの意見に対して、施策推進協議会としてこれに対して返答する場というか、何も変わっていないじゃないかではなくて、例えばこの意見に対して計画を一部分変えましたけど、すべてを載せることはできないので、このようにやっていきますと示すことはできないのでしょうか。よく使う附帯意見という載せ方で、計画を実施するというのは可能なのでしょうか。

⇒ (会長)

大きく二つ意見をいただきました。一つは、制度はあるけれども、それぞれについてきちんと保護者や利用者が理解して最適な使い方ができるような方法はないか。もう一つは、市民意見として多数の意見をくださった方たちに対して協議会として答えるやり方はないのか。とのご意見でした。事務局はいかがですか。

⇒ (事務局)

答申の際に協議会委員から附帯意見としてお付けいただくことはできます。

○保育所等訪問支援ですが、制度ができた際に市に相談し、保育所、幼稚園、小学校関係に制度の周知をしてもらいました。一瞬そのような動きがありました。でもその後、保健師から相談された保育所や幼稚園が保育所等訪問支援を受入れないのです。保育所、幼稚園、小学校がもういいですと断る。うちの児童発達支援センターから小学校に就学していった後、教員が対応できない場合がある。そのようなときに支援員が学校に行くために制度があるのですが、学校が入れようとしてくれない。こちらからとか、現場の保健師、市の子育て担当課からもアクションは起こしているが、受け入れてくれないものですから、事業所が押しかけていくわけにもいかないので、動きがないという状況です。保育所、幼稚園、小学校関係が、あまり知らないということがある。行政も一生懸命それを言っているが、学校関係、保育所関係がもう少し理解していただければと思います。事業所ではじっと椅子に座ることができていたお子さんが、小学校に行ったら出来なくなってしまったとよく聞きます。そういったところの声掛けが上手に出来ていなかったというところがあるのではないかと危惧されます。学校関係でも、就学する前によく相談に来られる学校もあります。でも、それだけでは上手くいかない。もっともっと保育所等訪問支援を利用してもらいたいのですが、利用実績が上がってこないのは、受ける側が拒否しているところも理解をしていただきたい。保育所等訪問支援をやっている事業所側が行かないのではない、行けないのです。要望してくれないので、私たち（事業所）は行けないという状況があるので、そのところを理解していただきたい。

⇒ (会長)

資料3の2枚目、学校関係では巡回支援員、それから下の方に保育所等訪問支援の充実という項目があります。制度はあるけれども、実際受入れ側の保育園、幼稚園、学校等があまり制度を十分理解できていないのではないかと。件数が上がらないのは受け手側に問題があるのではないかとというご意見です。

○保育養成校で教員をしています。保育所等訪問支援が伸びていかない理由として、市民意見を拝見すると、そもそも障がい児が保育園に在籍していないからという意見が大きいと思います。私は保育園の園長さんの研修会や勉強会に参加しております。その中で、保育所等訪問支援についてお話を聞いて感じるのは、保育所等訪問支援は良い取り組みと思いつつも不安を感じている、利用を躊躇している意見が多い。受入れない理由は、専門員がクラスにどんな入り方をするのか不安がある、そもそも部外者が園に立ち入ることへ抵抗感がある、他の子どもへの影響、利用することで園へ負担がかかるのではないかと、一人の子どもへ支援を集中させることでクラスの他の子どもたちへの支援が手薄になるのではないかと、ということがあります。これは飯塚市ではなく、他の市町村の園の先生から聞いたことです。一方で、保育所等訪問支援を利用している園の先生から話を伺うと、支援方法を知ることができた、対応方法がよくわかってとても助かっている、専門員と意見交換ができてより深く子どもを知ることができたなどと、保育所等訪問支援を利用している園からは圧倒的に肯定的な意見が多く聞かれます。受入れる側の負担のない支援の入り方を考えながら保育所等訪問支援の利用を伸ばしていく必要があるのではないかと考えます。保護者の方に聞くと、発達に遅れがあっても、保育園の同年代の集団の中で一緒に生活して同じ経験をして成長してほしいと願っている方がほとんどなので、保育所等訪問支援の充実を望みます。

⇒ (会長)

受ける側の保育園の不安、躊躇する要因もあるのではないかと。だいたい三歳児検診や保育園で、第三者がいろいろな障がいについて気づかれることがあるかと思えます。そのような中でさきほどいった事業所側も受入れ側も、いろんなところで理解を深めていく必要があるというご意見です。

○飯塚の市報が発行されていますが、利用者さんに興味のある方がいて、何て書いてあるのかとどんな内容と質問を受けるときがあります。障がい者のためのページを1ページ、別紙でもいいので作っていただいて、もっとコマースシャルをしていただきたい。私も保育所等訪問支援の事業はあまり詳しく知らなかったのですが、大人の方は訪問とかグループホームとか聞くことがあります。子ども版ももっとコマースシャルしてはどうでしょうか。事業所もすごく努力されているし、いろいろな関係者も努力されているが、知らないということもあるので、もっと見える化すると良いと思います。私たちの世代から上は、なかなかAIの機器を上手に利用すること

が難しいかもしれないが、今の若い保護者はとても得意です。そのようなものを飯塚市から紹介したり見せたりして会得するというシステムができれば、もっと前に進んでいくのかと思う。子どもの頃にとっても大変な目にあったことや、大変だったご家族の話を伺います。それは過去の話で、現在、障がい者としてお預かりすると、そこでいろんな対応を必要とします。やっぱりベースには子どもの、小さい時の育ちが起因することが多いので、やはり今、お母様お父様たちも焦っていると思うので、成功例のようなものを、その人には当てはまらないかもしれないけれど、成功例をもっとご紹介すると変わってくるかと思えます。今、市、県、国がこのようなサービスをしてくださいと言われたら、事業所はどんなことがあっても一生懸命にやっているかと思えます。それが、知らないから、わからないから、変わってってしまう恐れもあるので、ぜひ見える化をしてほしいと思います。

⇒（会長）

広報の仕方。特に若い方たちはネット環境を利用していることも多いから、もっと制度について、具体的な話も入れて広報を検討してはどうかというご意見でした。

先ほど協議会として附帯意見を提案することができるという話でしたので、事務局としては附帯意見として進めてよろしいでしょうか。

⇒（事務局）

本日は最後の推進協議会ですので、少しお時間をいただいて、会長と案を作成させていただいて、その後皆さまにお示しして、見ていただくということでもよろしいでしょうか。

[会長と事務局で答申案・附帯意見案を作成。委員に配布]

⇒（会長）

附帯意見の案がお手元にあるかと思いますが、基本的には計画の中で出てきましたように、障がい児に関係のあるニーズが増えているのではないかと。新規事業の開設に関しては意見書をストップしている状況で、その中でサービス利用が必要だとの意見が多く再検討と事務局から話がありましたが、そのようなことに対して、まず一つはニーズを調査する。需要と供給をきちんと把握するということ。二番、三番は事業所に関する内容です。質の担保ということで、専門職員の配置や療育指導がきちんと行われているかとか、支援内容を検証できる体制整備を市としては検討すること。それと新規の事業所の開設にあたっては意見書交付があるが、これに関しては必要量や事業内容、専門職員の配置などを十分確認を行った上で意見書を交付する。意見書を交付すると事業計画と一緒に県の方に提出されて、県で認可されるという形になっています。保育所等訪問支援に関して、学校も含めての話ですし、委員から制度について広く広報する必要があるのではないかとのご意見もありました。最後に総括した四つ目の項

	<p>目として、障がい児への支援制度の提供体制の充実及び周知について一層の推進を図っていただくという案を作成しています。</p> <p>このような附帯意見ですが、いかがでしょうか。</p> <p>[委員からの承認]</p> <p>⇒ (会長)</p> <p>このような形で今回附帯意見を付けましたが、今後の協議会の中で状況を確認していけるかと思えます。そこは事務局よろしいですか。</p> <p>⇒ (事務局)</p> <p>協議会の中で市の取組み状況についてご報告させていただきます。</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 【資料 1】 第 6 期飯塚市障がい福祉計画・第 2 期飯塚市障がい児福祉計画【答申案】 ・ 【資料 2】 原案修正箇所 ・ 【資料 3】 飯塚市障がい福祉計画（原案）に関する市民意見募集の結果について
<p>公開・非公開 の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 2 人)</p>
<p>その他</p>	